

# 平成29年度 入札・契約制度の見直し等について

平成29年4月 川崎市財政局資産管理部契約課

平成29年度の入札契約制度等についてお知らせします。

また、個別の工事・委託・物品に係る入札契約制度等の内容については、「工事請負編」、「業務委託編」、「物品調達、製造請負編」等に記載しておりますので、それぞれよく内容を確認してください。

## 1 平成29年度 入札・契約制度の主な変更点

### (1) 等級区分設定業種における発注標準金額の見直し 工事

近年の物価上昇や消費税率引き上げ等の状況に対応するため、発注標準金額の引き上げをいたしました。平成29年4月1日以降に、公告、指名を行う案件の等級区分設定業種における発注標準金額は、以下のとおりです。

業種	等級	平成29年3月31日まで	平成29年4月1日以降
土木工事	A	6,000万円以上	7,000万円以上
	B	2,000万円以上 6,000万円未満	2,500万円以上 7,000万円未満
	C	1,000万円以上 2,000万円未満	1,200万円以上 2,500万円未満
	D	1,000万円未満	1,200万円未満
下水管きよ 工事	A	7,000万円以上	8,000万円以上
	B	3,000万円以上 7,000万円未満	3,500万円以上 8,000万円未満
	C	700万円以上 3,000万円未満	800万円以上 3,500万円未満
	D	700万円未満	800万円未満
舗装工事	A	3,000万円以上	3,500万円以上
	B	1,000万円以上 3,000万円未満	1,200万円以上 3,500万円未満
	C	1,000万円未満	1,200万円未満
建築工事	A	3億円以上	3億5,000万円以上
	B	7,000万円以上 3億円未満	8,000万円以上 3億5,000万円未満
	C	1,300万円以上 7,000万円未満	1,500万円以上 8,000万円未満
	D	1,300万円未満	1,500万円未満
電気工事	A	5,000万円以上	6,000万円以上
	B	1,500万円以上 5,000万円未満	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,500万円未満	1,800万円未満
空調衛生工事	A	5,000万円以上	6,000万円以上
	B	1,500万円以上 5,000万円未満	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,500万円未満	1,800万円未満
水道施設工事	A	6,500万円以上	9,000万円以上
	B	2,500万円以上 6,500万円未満	3,000万円以上 9,000万円未満
	C	2,500万円未満	3,000万円未満

## (2) 共同企業体の構成員数の設定基準となる発注標準金額等の見直し 工事

資材価格や労務費の上昇による工事費の上昇、事業者の施工能力の向上に伴う単独での施工が可能な工事請負金額の範囲の拡大したことへの対応として、共同企業体による発注の対象金額を上げました。平成29年4月1日以降に、公告を行う案件の共同企業体の構成員数の設定基準となる発注標準金額は、以下のとおりです。

業 種	構成員数	平成29年3月31日まで	平成29年4月1日以降
土木工事	2 者	1億5,000万円以上7億円未満	2億円以上9億円未満
	3者以内	7億円以上30億円未満	9億円以上40億円未満
	4者以内	30億円以上	40億円以上
下水道管きよ工事	2 者	2億円以上7億円未満	2億5,000万円以上9億円未満
	3者以内	7億円以上30億円未満	9億円以上40億円未満
	4者以内	30億円以上	40億円以上
舗装工事	2 者	1億5,000万円以上7億円未満	2億円以上9億円未満
	3者以内	7億円以上	9億円以上
建築工事	2 者	5億円以上8億円未満	8億円以上15億円未満
	3者以内	8億円以上15億円未満	15億円以上25億円未満
	4者以内	15億円以上	25億円以上
電気工事	2 者	2億5,000万円以上10億円未満	3億5,000万円14億円未満
	3者以内	10億円以上	14億円以上
給排水衛生工事	2 者	1億5,000万円以上10億円未満	2億5,000万円以上14億円未満
	3者以内	10億円以上	14億円以上
空気調和工事	2 者	1億5,000万円以上10億円未満	2億5,000万円以上14億円未満
	3者以内	10億円以上	14億円以上
水道施設工事	2 者	2億円以上7億円未満	2億5,000万円以上9億円未満
	3者以内	7億円以上30億円未満	9億円以上40億円未満
	4者以内	30億円以上	40億円以上
造園工事	2 者	1億5,000万円以上7億円未満	2億円以上9億円未満
	3者以内	7億円以上	9億円以上

また、入札参加申込後に、共同企業体の構成員（代表者を除く）が指名停止等の措置を受けた場合、入札前に限って、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充することを認めるものとします。

### (3) 総合評価落札方式の適用対象となる発注標準金額の見直し等 工事

近年の物価上昇や消費税率引き上げ等の状況に対応するため、総合評価落札方式の適用対象となる金額の引き上げをいたしました。平成29年4月1日以降に、公告を行う案件の総合評価落札方式の適用対象金額は、以下のとおりです。

	平成29年3月31日まで	平成29年4月1日以降
市長部局	1億5,000万円以上	1億8,000万円以上
市長部局（業種：建築）	3億円以上	3億5,000万円以上
上下水道局	2億円以上	2億5,000万円以上
上下水道局（業種：建築）	3億円以上	3億5,000万円以上

また、総合評価落札方式における評価項目のうち、企業の施工実績の「過去3年間の本市工事成績評定点の平均点」と配置予定技術者の能力の「過去の本市発注の従事工事における成績評定点」については、原則として、市内中小企業者であることを入札参加条件としている場合に適用します。

### (4) 工事請負契約における社会保険等未加入対策の拡充について 工事

平成29年4月以降に公告、指名を行う工事請負契約案件から、社会保険等未加入建設事業者との1次下請契約禁止に係る金額要件を撤廃いたしました。詳細については、以下のとおりです。（変更点を下線で示しています。）

平成29年3月31日までの公告等の案件	平成29年4月1日以降の公告等の案件
【禁止事項】 社会保険等未加入建設事業者との1次下請契約を禁止	【禁止事項】 同左
【金額要件】 1次下請総額 3,000万円以上（建築一式工事 4,500万円以上）	【金額要件】 1次下請金額に関わらず <u>全ての工事請負契約</u> を対象（ただし、 <u>軽易工事は除く</u> ）
【確認方法】 施工体制台帳	【確認方法】 同左
【通報】 金額要件を対象として、下請建設業者に社会保険等に未加入があった場合に、建設業許可権者へ通報	【通報】 <u>全ての下請建設事業者</u> について、施工体制台帳の確認において <u>未加入があった場合は、建設業許可権者へ通報</u>
【ペナルティ】 ・指名停止 2週間以上4ヵ月以内（契約違反） ・工事成績評定の減点 10～13点（指名停止措置による減点）	【ペナルティ】 同左

## (5) 公共工事代金債権信託制度（コントラスト）の導入 **工事**

公共工事代金債権信託制度（コントラスト）とは、本市の承諾を得て、建設事業者が工事代金債権を新銀行東京に譲渡することにより、工事の進捗に応じた資金調達を可能とする制度で、建設事業者は、工事完成前に工事代金債権を現金化することができます。

詳細につきましては、「公共工事代金債権信託制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱」の参照並びに財政局資産管理部契約課へお問合せください。

## (6) 解体工事の発注について **工事**

建設業法に業種「解体」が新設されましたが、平成31年5月末までは法施行日時点でとび・土工事業の許可を受けて解体工事を営んでいる建設業者は、解体工事を施工することができますとされています。

川崎市では、平成29年度の契約案件から、入札参加有資格者名簿の登録業種「解体」に登録があることを入札参加資格としています。建設業許可及び配置予定技術者資格について「とび・土工」で書類の提出があった場合、許可証、監理技術者資格者証が平成28年5月までに取得したものであることを確認できないときには、以下の方法で確認することとします。なお、法施行日時点でとび・土工の許可を受けていたことを証明できる書類を提出できる場合には、当該書類により確認します。

- ① 建設業許可は、経営事項審査の総合評定値通知書の経過措置欄に点数が入っていることを確認します。
- ② 配置予定技術者は、監理技術者としては、通常は、資格者証、講習終了証で確認しますが、平成28年5月までに取得したものであることを確認できないときには、技術検定の合格証明書の交付日を確認します。

また、業種「解体」の工事成績点の集計については、平成29年度からは、平成28年度までの案件の「とび・土工」と平成29年度案件の「解体」を集計します。

## (7) 上下水道局発注の工事請負契約（単価契約）における最低制限価格の見直し **工事**

上下水道局が発注する工事請負契約のうち、単価契約（緊急修理・給水管維持）については、平成29年4月以降に契約する工事請負契約（単価契約）案件から、最低制限価格を次のとおり設定します。

**最低制限価格の設定・・・予定価格に100分の91を乗じて得た額**

(10,000円未満の端数が生じたときは切り捨て)

## (8) 特定業務委託契約（公契約対象の委託契約）に係る複数年度にまたがる契約の作業報酬下限額の適用について **公契約 委託**

これまで、公契約対象の特定契約（指定管理者の協定を除く）の作業報酬下限額については、契約締結年度の作業報酬下限額を履行完了まで適用しておりましたが、平成29年度に契約を締結する案件から、各年度の最新の作業報酬下限額を適用することといたしました。

## 2 平成28年度中に実施した入札・契約制度の主な変更点

### (1) 工事業者の等級区分における発注者別評価点(＝主観評価項目)の活用 **工事**

平成29・30年度の競争入札参加資格の登録から、工事請負契約の等級区分を経営事項審査の結果による点数だけでなく、発注者別評価(主観評価)を加えて算出する総合点にて決定する方法に見直しました。

主観評価項目の1項目取得につき10点を加算します。工事成績の平均点については、75点以上は10点、65点以上75点未満は5点、65点未満は0点(平成28年11月時点での登録情報)とし、等級を区分しています。

### (2) 総合評価落札方式における評価項目の見直し **工事**

事業者の若手技術者確保へのインセンティブや中小企業者の受注機会の確保を図るため、平成28年9月に下記のとおり総合評価落札方式の評価項目を見直しました。

- ① 評価項目「若手配置予定技術者の配置」の評価(加点)基準を入札参加申し込み時点で40歳未満としました。
- ② 評価項目「官公需適格組合であること」の評価(加点)対象を共同企業体の構成員に拡大しました。

### (3) 前払金の使途拡大について **工事**

「地方自治法施行規則の一部改正(平成28年5月27日公布。適用は平成28年4月1日から)に伴い、工事の前払金の使途を拡大し、平成28年9月1日以降に公告、指名通知を行う工事に係る前払金の使途に、前払金の100分の25を上限として「現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事に要する費用」を追加しました。

### (4) 受注機会確保方式の試行実施について **工事**

市内中小企業者がその活力を最大限に発揮するための環境づくりの一環として、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要綱」を定めました。

発注件数が多く、落札者決定時にくじ引きを行うことが多い工事のうち、公告日・開札日・入札参加資格が同一の工事を対象に、同一入札参加者による複数受注を減らし、多数の入札参加者の受注機会を確保する取組を、平成28年10月1日以降に公告を行う案件から試行実施しています。

### (5) 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い改正 **工事**

「建設業法施行令の一部を改正する政令」(平成28年4月1日閣議決定、平成28年4月6日公布、平成28年6月1日施行)に基づき、「技術者の配置における事務取扱要領」及び「現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱」の一部を改正しました。改正内容は以下のとおりです。

① 「技術者の配置における事務取扱要領」

工事請負契約の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満の場合、「下請契約に関する誓約書」を提出することで、一般建設業の許可及び主任技術者の配置を認めることとしました。

② 「現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱」

現場代理人の兼任が可能な工事の条件を予定価格（税込み）2,500万円未満から3,500万円未満に引き上げました。

**(6) 業務委託契約における最低制限価格制度の見直し** 委託

業務の品質低下につながるダンピング受注の防止対策を強化するため、平成29年4月1日以降に契約締結する入札において、以下のとおり設定基準を5%引き上げました。

対象業務	現行	見直し後
業種「地質調査」、「測量」、「補償コンサルタント」、「建物清掃等」、「屋外清掃」	予定価格の75%	予定価格の <u>80%</u>
業種「建設コンサルタント」	予定価格の67%	予定価格の <u>72%</u>

**(7) 市内業者等の定義の見直し** 全般

入札参加資格を有する事業者のより適正な入札参加機会の確保を図るため、平成29・30年度川崎市入札参加資格申請から、市内業者等の定義を下記のとおり見直しました。

なお、本市が必要と認めた場合には、実態調査を実施いたします。詳細は、「川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領」を御覧ください。

**【市内業者】**

次のいずれも満たすことが要件となります。

- ① 登記簿上の本店（個人事業主の場合は住所）が川崎市内にあること。
- ② 建設業法の規定により主たる「営業所」として許可を受けた事務所が川崎市内にあること、又は、責任者が所在し、管理部門などの本社機能を有した事務所が川崎市内にあること。
- ③ 市内業者の誓約及び川崎市が調査する必要があると認めた場合には事務所の実態調査することに同意する旨の書面を提出していること。
- ④ 法人市民税等の未納がないこと。

**【準市内業者】**

次のいずれも満たすことが要件となります。

- ① 川崎市内に川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第3条の要件を満たした事務所があること。
- ② 準市内業者の誓約及び川崎市が調査する必要があると認めた場合には事務所の実態調査することに同意する旨の書面を提出していること。
- ③ 法人市民税等の未納がないこと。

**【市外業者】**

市内業者及び準市内業者以外の業者

### **3 その他の入札契約制度について**

#### **(1) 市内中小企業者への優先発注等の取組【継続】**

本市が工事・委託・物品の契約の相手方を選定する際には、原則として市内に本社があることを条件とし、市内中小企業者への優先発注に努めます。

また、平成28年4月に施行された「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の趣旨を踏まえ、引続き、可能な限り分離分割発注を行うとともに、市内中小企業の地域貢献を斟酌するよう努めていきます。

平成29年度（以降）の地域貢献の評価の取組といたしましては、上記「2 平成28年度中に実施した入札・契約制度の主な変更点（1）に記載する「工事業者の等級区分における発注者別評価点（＝主観評価項目）の活用」を実施します。

#### **(2) 主観評価項目制度の運用について【継続】**

平成29年度においても、同制度の趣旨である「事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会貢献への意欲を高める」ため、制度を利用した一般競争入札の拡大に努めております。

主観評価項目点と工事成績評点の組み合わせた入札についても引き続き実施します。

一般競争入札においては、災害時協力体制を締結していることを入札参加条件とする入札を実施します。

また、指名競争入札においては、業種「土木」ランク「D」、業種「舗装」ランク「C」の入札について、市域を川崎区、幸区及び中原区の南部、高津区、宮前区、多摩区及び麻生区の北部に分け、災害時協力体制を締結していることを指名選定条件とする入札の試行を継続実施します。

なお、工事成績評定点については、上下水道局、交通局及び病院局において契約し履行を完了した工事についても集計の対象とすることとしています。

#### **(3) 川崎市障害者優先調達推進方針について【継続】**

平成25年4月に施行された、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づくとともに、本市の障害者雇用・就労施策をさらに推進するため、毎年度、「川崎市障害者優先調達推進方針」を定めています。

この方針に基づき、障害者就労施設等の受注機会の確保、及び民間企業における雇用・就労機会の拡大を図ることにより、障害者の自立促進に資する取組みを進めています。

#### (4) 早期発注【継続】

平成29年度においても、工事請負契約の当初予算の上半期の契約率について、8割を目指し、市内中小企業への優先発注とともに、全庁で取組みます。

#### (5) 入札契約事務からの暴力団排除等について【継続】

平成24年4月1日に川崎市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、契約関係規則等を整備し、入札契約条件を定めています。

詳細は、入札情報かわさきに掲載している川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱をご覧ください。

#### (6) 公契約制度【継続】

本市では平成23年度より、「契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図る」ため、契約条項に契約に従事する労働者の賃金の下限額を定める公契約制度を導入しています。

対象契約の範囲等、制度の概要につきましては、「入札情報かわさき」に掲載している「川崎市契約条例第7条に定める特定契約（公契約）について」も併せて御覧ください。

#### (7) WTO政府調達協定【継続】

WTO政府調達協定は、一定の基準額以上の物品やサービスの調達に際して、所定の手続を採ることを定めた条約で、これに該当する契約については、契約の相手方の所在地や製品指定等の制限ができないものとなっています。

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結されるWTO政府調達協定に基づく特定調達契約を適用する基準は下記表のとおりです。

調 達 区 分	適用基準（予定価格）
建設工事	24億7,000万円以上
特定役務 建設工事に関連する技術的サービス	2億4,000万円以上
特定役務 一般サービス	3,300万円以上
物品等	3,300万円以上

○予定価格（税込）が上記の適用基準額以上になる調達について、WTO政府調達協定の適用を受けます。

## 4 入札契約手続き等

### (1) 平成29年度の契約課事務執行体制について

財政局契約課で行う入札契約事務は次のとおりです。

担 当	対象となる入札契約事務
<b>土木契約係</b> 200-2098 2099 3116	<b>●市長部局及び上下水道局</b> における次の土木工事契約（軽易工事は除く） (対象) 業種「土木」、「舗装」、「造園」、「しゅんせつ」、「水道施設」、「下水管きよ」、「管内更生」、「さく井」、各区道路公園センター発注の業種「塗装」、「とび土工」
<b>建築契約係</b> 200-2100 2101	<b>●市長部局及び上下水道局</b> における次の土木工事以外の工事契約（軽易工事は除く） (対象) 業種「建築」、「電気」、「空調衛生」、「鋼構造物」、「機械」、「とび土工（各区道路公園センター以外）」、「解体」等  <b>●病院局及び交通局</b> における工事契約（軽易工事は除く）
<b>委託契約係</b> 200-2097 3117	<b>●市長部局</b> における次の委託契約のうち、各予算執行課が行う契約以外の委託契約 (対象) 業種「測量」、「地質調査」、「建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」、「建物清掃等」、「屋外清掃」  <b>●上下水道局</b> における各予算執行課が行う契約以外の委託契約
<b>物品契約係</b> 200-2091 2092 2093	<b>●市長部局及び上下水道局</b> における各予算執行課等が行う契約以外の物品契約
<b>調整係</b> 200-3695 2090	公契約制度

(参考) その他の入札契約事務を担当する部署

- 交通局における軽易工事、委託及び物品契約・・・・・・・・交通局経理課
- 病院局における軽易工事、委託及び物品契約・・・・・・・・病院局経営企画室

## **(2) 川崎市競争入札参加資格審査申請**

平成29年度のインターネットでの競争入札参加資格審査申請の受付方法及び期間は以下のとおりです。

### **① 平成29年度 随時申請受付事務**

- a インターネット申請及び提出書類の到着期限  
平成29年4月1日(土)～平成30年3月15日(水)
- b インターネットの申請に加え、提出書類(印鑑登録証、登記簿等)が川崎市財政局資産管理部契約課に到達して受付完了となります。
- c インターネット申請が出来ない方は、申請書の書類一式を川崎市財政局契約課(川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル13階)で販売します。(700円・税込)

### **② 川崎市競争入札参加資格登録内容の変更について**

川崎市競争入札参加資格登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請申請書を行ってください。登録内容が正しいものに更新されていない場合には、指名通知等、市からの連絡が届かない場合があります。なお、法に定められた必要な手続き、資格等を取得していない場合、入札参加資格を失うことにもなりますので、必要な手続きを怠らないようにしてください。

## **(3) 電子入札**

財政局契約課では原則として、電子入札システムにより入札を行います。電子入札には、電子入札用ICカードが必要です。詳細は、入札情報かわさきに掲載している電子入札運用基準及び操作マニュアルを御確認ください。

## **(4) 工事請負契約の入札に係る設計図書類の無償化の取組について**

入札参加希望者の積算に必要な見積用設計図書類を無償化することは、入札参加者の費用負担を軽減し、入札に参加しやすい環境づくりの面からも重要であることから、設計図書類の無償化を実現するため、設計図書類の電子化を行い、平成25年1月から、原則、各区役所道路公園センターの発注案件を対象に、入札参加希望者が、「入札情報かわさき」からダウンロードできる取組を実施してきたところです。

その取組を拡大し、設計図書類のPDF容量が20MB未満の工事請負契約案件については、原則、入札参加希望者が、入札情報かわさきからダウンロードできる取組を引続き進めてまいります。ただし、施設のセキュリティ上、保護を要する案件につきましては、入札参加者のみがダウンロードできる制限を設けることとします。

なお、上記条件に合致しないものは、設計図書類販売業者より有償での購入となります。